

農村コミュニティ再生・活性化支援事業（継続）

【90（143）百万円】

対策のポイント

都市住民の農村への定住を促進するとともに、定住者の活用や地域における多様な主体の連携により、農村と地域の企業との連携による新たな事業の創出などの取組を推進します。

・農村コミュニティの新たな動き

近年、農村では過疎化・高齢化等が進み、住民同士の共同活動や相互扶助、伝統文化の継承といったコミュニティ機能の低下が問題となっていますが、地元住民だけでなく、価値観を共有する都市住民、NPO法人等の新たな力の参画を得て、再び活性化を図る動きもみられるようになっていきます。

政策目標

都市農村交流施設の年間宿泊者数を5年間で110万人拡大
770万人（16年度） → 880万人（21年度）

<内容>

1. 都市から農村への定住等の促進

空き家等の生活情報の総合的な提供、定住後の地域活動への参画や地域での起業促進に向けた体制整備、企業等との連携による長期滞在プログラムの策定等地域の民間団体が行う農村への定住促進活動を支援します。

2. 地域産業との連携の推進

農村と地域企業との連携による農業分野にとどまらない新たな事業の創出など、農村の地場資源と地元人材等を活かした多様な主体による地域連携活動を進めるため、体制整備や普及啓発、調査検討、人材育成など、NPO法人や団体等の民間主導による地域づくりの取組を支援します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 NPO法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等（公募）
2. 補助率 1／2以内
3. 事業実施期間 平成18年度～平成22年度

担当：農村振興局都市農村交流課

青木、平川（03-3502-5948（直））